

第24回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する状況
株式会社の業務の適正を確保するための体制
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

会社の新株予約権等に関する状況、株式会社の業務の適正を確保するための体制、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.supervalue.jp/ir>) に掲載することにより株主の皆様
に提供いたしております。

株式会社スーパーバリュー

会社の新株予約権等に関する状況

- (1) 当事業年度の末日において会社役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限り。）の状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回新株予約権 810個	普通株式 243,000株	2007年6月1日～ 2027年5月31日	1株につき 1円	1名
	第3回新株予約権 72個	普通株式 21,600株	2008年6月1日～ 2028年5月31日	1株につき 1円	1名

- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限り。）の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

基本方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため「スーパーバリュー行動指針」を制定・施行し、取締役並びに従業員等が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、2008年4月には金融商品取引法に対応する内部統制委員会を発足し、主として財務報告の信頼性を確保するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
 - ・ 情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 法令に従い、取締役の職務の執行に係る情報・文書を適正に保存・管理し、その状況を内部監査でチェックしております。
 - ・ 取締役の職務の執行に係るデータベース化された情報については、情報セキュリティーマニュアルを制定、パスワード認証・アクセス権限・利用履歴管理を徹底し、不正アクセスを防止しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 総務・人事をリスク管理の中核とし、関連諸規程・マニュアルの整備・検証・見直しを行っております。
 - ・ 当社においてウエイトの高まっているSM事業においては、衛生管理マニュアルを制定、温度管理、食中毒の予防、適正な表示の徹底を図り、リスク発生の未然防止に努めております。
 - ・ クレーム対応マニュアル、事故等報告マニュアルを制定、速やかな報告を徹底することにより、想定されるリスクを法律事務所等に助言・指導を求め、損失未然防止の管理強化に努めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 執行役員規程を整備し、業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。
 - ・ 稟議規程、職務権限規程を整備、取締役会に付議される議案の事前稟議を徹底し、各取締役が十分準備ができる体制をとるものとしております。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・企業倫理の徹底のため、会社構成員すべてが守らなければならない「スーパーバリュー行動指針」を制定、またリスク情報等を早期に収集し、適切に対処するため社内通報制度を整備しております。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・関係会社管理規程を制定、経理が業務分掌規程に基づき主管し、子会社の適正な管理、相互の利益促進を図っております。また、当該規程により監査役への報告の体制を整えております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとしております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。
・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとしております。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じ、必要な報告・情報提供を行っております。なお、報告した者が報告を理由として不利な扱いを受けないことを、監査役監査規程に定めております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
・取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
・監査役の職務執行のための費用又は債務の処理については、請求に基づき適時処理をするものとしております。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
 - ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「スーパーバリュー行動指針」に反社会的勢力との絶縁を掲げ、関係排除を徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- a. 総務・人事を反社会的勢力排除に向けた対応統括部署としております。
- b. 埼玉企業暴力防止対策協議会及び埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの会員となり、その活動に参加するとともに、情報収集等を行っております。
- c. 反社会的勢力対応マニュアル等を整備し、社内に周知徹底を図るとともに、現場管理者の育成に努めております。
- d. 日々発生するクレーム等についても、クレーム対応マニュアル・事故等報告マニュアルを整備するとともに、必要に応じ埼玉企業暴力防止対策協議会の顧問である埼玉県警察本部や顧問弁護士に相談し、指導・助言を受けております。
- e. これらの活動報告や収集された情報等は、社内の各種会議等において、役員や幹部社員に報告され、反社会的勢力介入阻止に向け意識を徹底し、全社を挙げて取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

(1)取締役の職務執行について

毎月定例の取締役会及び臨時の取締役会を開催し、法令等に定められた事項、経営方針、予算策定等の経営重要事項について決定し、月次の業績分析・評価を行うとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。

(2)監査役の職務執行について

監査役会を毎月開催し、監査方針・監査計画を協議決定し重要な社内会議等に出席するとともに、稟議書兼決済申請書や事故報告書等の監査を行っております。また、常勤監査役は内部監査室及び監査法人と定期的にミーティングを行い、意見交換を行うとともに、監査上の問題点や課題について、三者間で情報の共有を行うことで連携を図っております。

(3)財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、決算開示資料等については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が高いことから、取締役会に付議し承認を得た上で開示を行うことにしております。

(4)コンプライアンスについて

コンプライアンスに抵触する事態発生の早期発見、解決に取り組むため、社長室を対応統括部署とし、内部通報制度を導入し、全役職員に周知するため年1回定期的に全体会議である営業会議でアナウンスを行っております。また、「スーパーバリュー行動指針」を活用し、店舗・本社本部の朝礼等で周知を行い、コンプライアンスに抵触する事態発生の抑止強化を図っております。

(5)リスク管理体制について

リスク管理を強化するため、対応統括部署である総務・人事が、管理部門・営業企画推進・営業統括・商品部を取りまとめ各種規程及びマニュアルの改廃整備を定期的に行い、リスクの見直しを行うとともに、取締役会に報告しております。

(6)反社会的勢力の排除について

埼玉企業暴力防止対策協議会及び埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの主催するセミナーに定期的に参加し、反社会的勢力の情報収集やロールプレイング研修による実技研修を体験し、事態に備えております。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	374,011	282,873	282,873	6,680	3,300,000	1,096,732	4,403,412	△332	5,059,965
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	342								342
剰 余 金 の 配 当						△120,318	△120,318		△120,318
当 期 純 損 失 (△)						△2,304,973	△2,304,973		△2,304,973
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	342	-	-	-	-	△2,425,292	△2,425,292	-	△2,424,950
当 期 末 残 高	374,353	282,873	282,873	6,680	3,300,000	△1,328,559	1,978,120	△332	2,635,015

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	8,527	5,068,492
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		342
剰 余 金 の 配 当		△120,318
当 期 純 損 失 (△)		△2,304,973
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△341	△341
当 期 変 動 額 合 計	△341	△2,425,291
当 期 末 残 高	8,186	2,643,201

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

生鮮食品

最終仕入原価法

生鮮食品以外

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………5年～39年

構築物……………7年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度における計上額はありません。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

- (4) ポイント引当金 顧客に付与したポイントが将来使用される負担に備えるため、当事業年度末におけるポイント確定未使用残高のうち、将来使用される見込額をポイント引当金として計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
5. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度においては、「流動資産」に区分してきた「繰延税金資産」及び「流動負債」に区分してきた「繰延税金負債」は計上しておりませんので、当事業年度に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	1,478千円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	20,290千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	6,335,433千円
4. 担保に供されている資産	
前払費用	5,891千円
1年内回収予定の差入保証金	39,132千円
建物	3,383,178千円
土地	5,392,067千円
長期前払費用	57,932千円
差入保証金	346,858千円
計	9,225,060千円
なお、上記資産に対応する債務は次のとおりであります。	
短期借入金	2,550,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,322,790千円
長期借入金	5,891,480千円
計	9,764,270千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の計上

場所	用途	種類	金額 (千円)
埼玉県 東京都	店舗 (当社3物件) 店舗 (当社2物件)	建物、構築物、工具、器具及び備品、 リース資産、長期前払費用	1,460,583

資産のグルーピングは、店舗については継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

収益性が著しく低下した店舗について資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,460,583千円（建物1,265,688千円、構築物25,926千円、工具、器具及び備品14,658千円、リース資産149,861千円、長期前払費用4,448千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引

売上原価	9,660千円
営業収入	7,002千円
販売費及び一般管理費	88,313千円
受取配当金	10,050千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数	普通株式	6,334,200株
2. 自己株式の種類及び総数	普通株式	759株
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式数		264,600株
4. ストック・オプションとしての新株予約権当事業年度末残高		8,186千円

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年4月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	120,318千円
(ロ) 1株当たり配当額	19円
(ハ) 基準日	2019年2月28日
(ニ) 効力発生日	2019年5月8日

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年4月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	31,667千円
(ロ) 配当金の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	5円
(ニ) 基準日	2020年2月29日
(ホ) 効力発生日	2020年5月14日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については資金管理規程に基づき短期的な預金などに限定し、資金調達に関しては、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は、銀行借入またはリース取引により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

不動産賃借等に係る差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されておりますが、個別に残高管理を行い、リスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期限となっております。

借入金のうち短期借入金は、短期的な運転資金の調達であり、また長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金・リース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2.を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,482,151	3,482,151	—
(2) 差入保証金 (*1)	1,918,229	2,054,582	136,353
資 産 計	5,400,381	5,536,734	136,353
(3) 買 掛 金	8,246,954	8,246,954	—
(4) 短期借入金	2,850,000	2,850,000	—
(5) 長期借入金 (*2)	7,786,900	7,722,208	△65,997
(6) リース債務 (*2)	1,164,639	1,152,962	△11,677
負 債 計	20,048,493	19,972,124	△77,674

(*1) 1年内回収予定の差入保証金を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金、流動負債のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(資産)

(1)現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算出しております。

(負債)

(3)買掛金、(4)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、(6)リース債務

長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額を同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
差入保証金(*)	1,805,286

(*)差入保証金のうち、回収予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(2)差入保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,482,151	—	—	—
差入保証金	109,688	435,540	583,344	789,656
合計	3,591,840	435,540	583,344	789,656

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,436,430	1,250,780	1,082,820	1,048,940	830,210	2,137,720
リース債務	420,285	347,316	247,072	99,536	45,897	4,530
合計	1,856,715	1,598,096	1,329,892	1,148,476	876,107	2,142,250

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	552,105千円
固定資産減損損失	438,255千円
資産除去債務	373,981千円
ポイント引当金	79,518千円
退職給付引当金	58,478千円
借地権償却	38,311千円
前払地代家賃	37,359千円
賞与引当金	24,800千円
未払事業税	18,118千円
未払事業所税	14,875千円
その他	29,011千円
繰延税金資産 小計	1,664,816千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△552,105千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△931,582千円
評価性引当額 小計	△1,483,688千円
繰延税金資産 合計	181,127千円
繰延税金負債との相殺額	△181,127千円
繰延税金資産の純額	—

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△123,010千円
前払年金費用	△84,515千円
差入保証金時価評価	△58,117千円
繰延税金負債 合計	△265,643千円
繰延税金資産との相殺額	181,127千円
繰延税金負債の純額	△84,515千円

(注) 税務上の繰延欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	552,105	552,105
評価性引当額	—	—	—	—	—	△552,105	△552,105
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰延欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(関連当事者との取引の注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	416円05銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△363円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。